特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０２６号

東京都千代田区飯田橋２丁目１番５号Ｓ－Ｇ１ａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．４階
清算株式会社　株式会社ダブルアール
代表清算人　岡田　高志
１　決定年月日　令和８年６月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０２３号

東京都中央区銀座２丁目１０番６号銀座ＣＰＣビル
清算株式会社　中越エコプロダクツ株式会社
代表清算人　佐野　欽一
１　決定年月日　令和８年６月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第４号

兵庫県尼崎市小中島三丁目19番４号
清算株式会社　株式会社アマデウス
代表清算人　山崎　千春
１　決定年月日　令和８年６月15日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和８年４月６日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月７日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。
２　弁済の場所及び端数の処理
（１）本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
（２）按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　特別清算債権に対する弁済及び免除
（１）弁済方法
特別清算債権については、以下の方法により弁済する。
ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。
イ　本協定の認可決定確定日の属する月の末日までに、上記アを弁済原資として、下記割合に応じて弁済する。
記
株式会社アルファメディック　１９．２％
有限会社スマイル　２４．０％
有限会社ヤマダ　３．６％
スマイルファーマシー株式会社　８．５％
調剤薬局買収特化型投資事業有限責任組合第７号　１５．８％
株式会社かえで　１１．６％
株式会社ファーマシー・オフィスデポ　１７．３％
（２）免除方法
特別清算債権については、上記（１）イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
２　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権に係る令和８年４月７日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定の認可決定確定時に、全額免除を受ける。
第３　残余財産の処理
上記第２の１（１）イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第２の１（１）イ記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。
以上
神戸地方裁判所尼崎支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始